

住民税非課税世帯に対する物価高騰 重点支援給付金(追加給付分) (7万円/1世帯) のご案内

住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金(追加給付分) (1世帯あたり7万円) は、住民税非課税世帯（住民税均等割が非課税である世帯をいう）を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

支給対象世帯

令和5年12月1日時点において印西市に住民登録があり、かつ、世帯員全員の令和5年度住民税が非課税の世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯を除く

支給対象と申請の有無

① 令和5年7月から9月に給付を行った非課税世帯等給付金(3万円)を非課税世帯として世帯主の口座で受給した世帯

給付金のお知らせ(ハガキ)が届きます
(手続き不要)

詳しくは「I」へ

② ①以外の世帯や世帯員の状況が変わったなど支給要件の確認が必要な世帯

確認書が届きます
(要返送)

詳しくは「II」へ

③ 世帯全員、または世帯の中に、令和5年1月2日以降に印西市へ転入した方がいる世帯※①に該当する場合を除く

申請が必要です

申請期間：令和6年1月30日(火)～4月30日(火)

※窓口での申請は閉庁日(土日祝)を除きます。

詳しくは「III」へ

お問い合わせ

印西市非課税世帯給付金(追加給付)コールセンター（印西市役所 3階）
受付時間 8:45～17:00（土日祝を除く） **050-5805-3817**

給付金の支給手続き

I 令和5年7月から9月に給付を行った非課税世帯等給付金(3万円)を非課税世帯として世帯主名義の口座で受給した世帯

- 1月中旬頃に給付金のお知らせ(ハガキ)が届きます。
- 課税状況等に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
- 受給の拒否又は振込先口座の変更を希望する場合は、市コールセンターに、ご連絡ください。
- 給付金の支給時期は、1月31日(水)を予定しています。(振込先変更の場合は、2週間程度遅くなります。)

※世帯主名義以外の受給や住民登録上の氏名と口座名義が異なる場合は、IIの手続きとなります。

II I以外の世帯や世帯員の状況が変わったなど支給要件の確認が必要な世帯

- 1月下旬以降に確認書(封筒)が届きます。
 - 中身を確認して、**市に返送してください。**
- 【確認事項】
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
 - ②住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 給付金の支給時期は、市が確認書を受理した日から1か月後が目安です。

III 世帯全員、または世帯の中に、令和5年1月2日以降に印西市へ転入した方がいる世帯※ Iに該当する場合を除く

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに、直接または郵送でご提出ください。
- 給付金の支給時期は、市が申請書を受理した日から1か月後が目安です。



市ホームページ



その他の注意事項

※他市区町村で7万円の支給を受けた世帯は対象外です。

※令和5年7月から9月に給付を行った非課税世帯等給付金(3万円)を受給拒否された方にも、確認のため再度確認書をお送りしています。引き続き受給しない場合は、「私の世帯は給付金を受給しません」にチェックをして返送してください。

一人暮らしの学生の皆さまは

必ずご確認ください！

同封の「住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金支給要件確認書(追加給付分) (以下、「確認書」)」は受給の**可能性のある方に対して送付**しておりますが、「住民税均等割が課税されている、他の親族等の扶養を受けている世帯は除く」となっております。

このため、**以下の場合には受給できませんのでご注意ください。**

「住民税均等割が課税されている扶養親族(父母等)が令和5年度の税法上の扶養親族としてあなたを認定している。」

※必ずご家族に確認してください。

扶養親族に認定されている場合は**支給対象外**となりますので、「確認書」の提出は不要となります。

万一対象外の方が受給された場合は、給付金をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。



住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。